

議案第76号

羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。） 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日給及び期末手当

(2) 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬及び期末手当

2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給料表)

第3条 会計年度任用職員の給料及び報酬の額は、羽生市一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第16号。以下「給与条例」という。）別表第1（以下「給料表」という。）により決定する。

(昇給)

第4条 会計年度任用職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第5条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担する

ときは、費用弁償として当該旅行に係る費用を支給する。

- 2 前項の費用の額は、職員の旅費に関する条例（昭和31年条例第35号）の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の額）

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に応じて決定しなければならない。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料の額の決定に関し必要な事項は、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の支給）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給与の支給は、一般職の常勤の職員の例による。ただし、任期が6か月未満の者にあつては、期末手当は、支給しない。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第8条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額等）

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額（以下「報酬の基本額」という。）は、職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に応じて決定しなければならない。

- 2 報酬の基本額は、時間額で定めるものとする。

- 3 報酬の基本額は、その者に適用される給料表の月額に1.2を乗じ、その額を羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する職員の1週間当たりの勤務時間数に5.2を乗じたもので除した額とする。

- 4 前3項に規定するもののほか、報酬の基本額の決定に関し必要な

事項は、規則で定める。

- 5 第2条第1項第2号の報酬は、報酬の基本額のほか、一般職の常勤の職員に支給する地域手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬、休日給に相当する報酬、夜間勤務手当に相当する報酬及び特殊勤務手当に相当する報酬とする。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬の額)

第10条 地域手当に相当する報酬の額は、その者に適用される給料表の月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する職員の1週間当たりの勤務時間数に52を乗じたもので除した額に100分の6を乗じた額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬の額)

第11条 時間外勤務手当に相当する報酬は、パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し支給する報酬とする。

- 2 前項の時間外勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が次に掲げる勤務において正規の勤務時間を超えて勤務した場合において、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務又はあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時

間」という。)を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が1週間当たり38時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、報酬の基本額に100分の100を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

(パートタイム会計年度任用職員の休日給に相当する報酬の額)

第12条 休日給に相当する報酬は、パートタイム会計年度任用職員に対し正規の勤務時間が割り振られた日が休日(給与条例第17条第3項に規定する休日をいう。)に当たった場合に、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する報酬とする。

2 前項の休日給に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の当該休日の勤務に対しては、同項の休日給に相当する報酬は、支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬の額)

第13条 夜間勤務手当に相当する報酬は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に、その間に勤務した全時間に対して支給する報酬とする。

2 前項の夜間勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の額)

第14条 特殊勤務手当に相当する報酬は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に支給する報酬とする。

2 前項の特殊勤務手当に相当する報酬の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、一般職の常勤の職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第21条から第21条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第9条に規定する報酬の基本額に同条例第10条に規定する地域手当に相当する報酬の額を加算した額に基準日までに勤務した同条例第11条第1項に規定する正規の勤務時間を乗じ、その額を基準日までに勤務した月数で除した額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計

が6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、支給日については、規則で定める。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、その者の勤務時間に応じて支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第17条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、その者に適用される給料表の月額及びこれに100分の6を乗じた額の合計に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する一般職の常勤の職員の1週間当たりの勤務時間数に52を乗じたものから羽生市職員の勤務1時間当たり給与額の算出に関する規則（平成25年規則第4号）第2条の規定により算出した時間を減じたもので除して得た額とする。

（端数計算）

第18条 第11条の時間外勤務手当に相当する報酬の額、第12条の休日給に相当する報酬の額及び第13条の夜間勤務手当に相当する報酬の額を算定する場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り

捨てる。

- 2 報酬の基本額、第10条の地域手当に相当する報酬の額、第11条の時間外勤務手当に相当する報酬の額、第12条の休日給に相当する報酬の額、第13条の夜間勤務手当に相当する報酬の額及び第15条に規定する期末手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第19条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条の2第1項各号に規定する通勤手当の支給要件に該当するときは、費用弁償として通勤に係る費用を支給する。

- 2 前項の通勤に係る費用は、給与条例第13条の2第2項の規定により算出した額を、勤務した月の勤務日数に応じて支給する。

- 3 前2項に規定する費用の支給日は、規則で定める。

(休職者の給与)

第20条 任命権者は、法第28条第2項の規定により会計年度任用職員を休職したときは、当該会計年度任用職員に対していかなる給与も支給しない。

(口座振替の方法による給与の支給)

第21条 給与条例第24条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明